

資料1

「第2回産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」の論点 について

平成15年7月24日
産業廃棄物対策グループ

- 1 中間処理できるもので、最終処分に回っているものをどのように考えるか。
(処理のルート及び技術の観点から)
 - 未処理で最終処分されている割合が高いのは、燃えがら 98.1%、ばいじん 90.2%、ゴムくず 84.1%となっている。
 - 再生利用や減量化できるものは、その割合を増加させて行くことが望ましい。
 - 燃えがら及びばいじんは、そのほとんどが石炭火力発電所から発生したものであり、そのほとんどはセメント原料等として再生利用可能と思われる。
- 2 県外廃棄物の搬入割合をどのように考えるか。
 - 中間処理業者による中間処理量については、平成5年以降横ばい、最終処分業者による最終処分量については、ここ数年増加傾向がみられる。
 - 県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要と考える。
 - 中間処理業者及び最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、県内物を優先するとともに、特に最終処分業者に搬入される県外物については、平成12年度の搬入割合、20%以下となるように指導していく。
- 3 中間処理の県外廃棄物の絶対量の増加傾向について、どう考えるか。
 - 県外物の割合は平成5年以降横ばいであるが、中間処理量が増加しているため、県外物の絶対量は増加している。
 - 県内における産業廃棄物の適正処理を推進するため、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要と考える。
 - 産業廃棄物の減量化、再生利用が進むにつれ、中間処理量が増加することが考えられ、これに伴い県外物の増加が予想されるが、県内物の処理に支障を及ぼさないような対応が必要と考える。
- 4 最終処分場の新規開設が困難なことについての対策をどう考えるか。
 - 最終処分場の設置許可件数は平成8年度をピークに減少しており、平成11年度以降は平成13年度に1件許可されただけである。
 - 平成14年3月に策定した廃棄物処理計画では、残存容量の見通しについて、安定型処分場では平成17年度末で約10年、管理型最終処分場では平成17

年度末で約8年となっており、平成17年度までは新たな最終処分容量は不要と
考えている。

- 最終処分容量の必要性については、平成17年度に再度検証することとしている。
- 本年3月に制定した「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」では、処分業者による県外産業廃棄物事前届出や産業廃棄物処理施設の設置者等が講ずべき措置として、地域住民に対する計画内容の周知、合意形成を図る努力、維持管理に関する情報の積極的な提供などを義務づけしており、これらの適正な執行により産業廃棄物処理施設に対する住民の不安・不信感を解消していきたいと考えている。